

BLUE PALETTE 出店規約

下記文章をよくお読みいただき、ご了承の上お申し込み下さい。

1 項：規約の履行

1. 出店者（共同出店者を含む、以下同）は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出店のご案内」（出店要項、出店時細則等）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出店申し込みの拒否、出店の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができ、次回からの出店応募をお断りさせて頂く場合がございます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出店者から事前に支払われた費用の返還および出店取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出店者および関係者の損害も補償しません。

2 項：出店資格

1. 主催者は主催者の出店基準に従い、法人・団体、商品・サービスなどが出店に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出店をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出店をお断りする事例】

- ・申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
 - ・出店内容が BLUE PALETTE の趣旨にそぐわないと判断される場合
 - ・出店者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
 - ・来場者や他の出店者などから苦情が予想される場合
 - ・出店者が自らの法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合
 - ・出店者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）であること、またはあったことが判明した場合。出店者が出店のために契約する者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - ・その他出店が著しく不相応と判断される場合
2. 出店申し込みを正式に受理した後でも、出店者が「出店規約」「出店申込書」などに従えないと主催者が判断した場合、主催者は出店を取り消す権利を持ちます。

3. 主催者は、疫病などで WHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出店を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

3 項：出店申し込みおよび出店費用のお支払い

2024年1月20日までに出品費用のお支払いをお振込みにてお願い致します。期日までに出品費用のお支払いがない場合、主催者は申込を取り消す権利を持ちます。

4 項：出店キャンセル・返金について

1. 出店申し込み受理後の出店取り消し・解約は認められません。やむを得ない事情により出店取り消し・解約をする場合、出店者は書面にて主催者に届け出を出さなければなりません。またご入金頂いた金額以上の損害が主催者に発生した場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。
2. 出店取り消し・解約をされた場合は、一度ご入金頂いた出店費用、その他は払い戻し出来ません。

5 項：BLUE PALETTE の中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、主催者、会場（公園）責任者、各関係省庁の協議により、BLUE PALETTE の全部または一部の運営を中止、一時中断、再開できるものとします。出店者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出店者および関係者の損害（出品費用・レンタル料他）を補償・返金をしません。

【協議対象となる事象の事例】

- ・気象状況悪化（台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令）
- ・地震、洪水発生
- ・火災発生
- ・食中毒などの集団発生（各関係省庁の指導があった場合）
- ・危険物の発見・爆破予告などの発生
- ・その他、主催者、会場（公園）責任者、各関係省庁が危険または実施不可と判断する事象が発生した場合

2. BLUE PALETTE の中止、一時中断、再開の決定時期は次

に掲げる通りとします。

- ・ 21 日前の社会情勢を加味した判断
- ・ 7 日前の社会情勢を加味した判断
- ・ イベント前日までの状況判断
- ・ イベント当日朝 5 時（実行委員会スタッフ会場立ち合い時）
- ・ イベント開催前（開場 3 時間前・会場周辺の状況により判断）
- ・ イベント開催前（開場 1 時間前・会場周辺の状況により判断）
- ・ イベント本番中は適宜状況により判断

6 項：出店位置の割り当て

1. 出店位置は、主催者が定める出店区画の配置、形状に基づき、決定します。出店者は、その結果に従うものとします。
2. 出店者は、主催者が定めた出店スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
3. 主催者は、会場ならびに所 所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出店申込キャンセルなどがあつた場合、出店位置を変更することができます。

7 項：書類の提出

1. 出店申込書を提出後に、出店者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出店・申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

8 項：展示・販売に関する規約

1. 応募フォームに記載された法人・団体および商品・サービスなどが出店対象となります。
2. 出店者は出店申込書に記載された法人・団体および商品・サービスなどの出店内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡し、許可を得なければなりません。
3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および販売内容、販売方法などは、主催者の提供する「出店申込書」「出店規約」に規定され、出店者はこれを遵守しなければなりません。
4. 出店者は、通路など自社ブース以外の場所で、展示、宣伝、

営業行為などを行うことはできません。また、近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出店者はこれに従うものとします。

5. 出店者は他の出店者の迷惑となる行為を行ってはいけません。その行為が来場者・出店者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。
6. 出店者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければならない。
7. **BLUE PALETTE** 会期中および会期後に来場者・出店者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があつたと主催者が判断した場合、主催者は出店中止または次回以降の出店申込拒否などの申し入れを行う権利を持ちます。また、出店者はこれに従うものとします。
8. **BLUE PALETTE** 会期中および会期後の出店者と来場者間における、現金の授受を伴う物品やサービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者は一切その責任を負いません。
9. 出店者が会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出店者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責任を負いません。

10. 出店者は以下の物の販売を禁止します。

- ・ 犬・猫などの動物。
- ・ 賞味期限・消費期限切れの商品。
- ・ 他の出店者から購入したもの。
- ・ アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの。
- ・ 模造品、コピー品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの。
- ・ 携帯番号等、別途契約事項が必要になるもの。
- ・ 著作権を侵害する商品。

・BLUE PALETTEの趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。

1 1. 出店者は以下の行為を禁止致します。

- ・出店される販売商品及びサービス以外の販促行為。
- ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。
- ・ブース内においても周囲の迷惑になる大声での呼び込み。
- ・在庫置き場としてブース外に持ちこみテントを張る行為。

9項：個人情報の取り扱いについて

1. 出店者は、販売などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。
2. 出店者は販売などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
3. 出店者は、販売などを通じて取得した「個人情報」の情報主体から、「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。
4. 出店者が販売などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責任を負いません。

1. 主催者はいかなる理由においても、出店者およびその雇用者・関係者が展示スペースおよび関連ホームページを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
2. 出店者はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
3. 出店されたサービスについて出店者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責任を負いません。出店者はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけないものとします。万が一主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。
4. 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。
5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

1 1項：規約の更新

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。

以上

令和 年 月 日

BLUE PALETTE 実行委員会 殿

申 込 者

住 所

氏 名

印